

令和5年度入湯税の用途状況について

入湯税は目的税であり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、入湯客に課税する税金です。

令和5年度における入湯税の用途状況については、下表のとおりです。

(単位：千円)

充当事業の区分	歳出決算額						
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	うち入湯税充当額	
環境衛生施設	22,661		14,800		7,861	251	
鉱泉源の保護管理施設	0				0	0	
消防施設等	55,009		14,500	19,609	20,900	668	
観光施設	17,222		4,900		12,322	394	
観光振興	108,427	11,690	10,000	27,273	59,464	1,901	
合 計	203,319	11,690	10,000	34,200	100,547	3,214	